

障害福祉サービスにおける

地

域

連

携

推

進

員

手

引

き

令和7年1月版



ともに、生きる。

江戸川区

目次

1. はじめに	P.1
2. 障害者支援施設・共同生活援助とは	P.2
3. 会議の目的	P.3-4
4. 構成員(地域連携推進員)の役割	P.5
5. 施設訪問時の視点	P.6
6. さいごに	P.7

1. はじめに

近年、障害福祉サービスを提供する事業者が増えてきており、支援の質の確保が重要な課題となっています。

令和4年6月に取りまとめられた「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」においては、「居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる」との指摘がなされました。

また、令和4年12月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が公布されました。この改正は、障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指すこととされています。このため、本人の希望に応じて、施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実が改正内容に盛り込まれています。本改正内容も踏まえつつ、利用者が地域で暮らしていける仕組みが求められています。

本手引きでは、地域連携推進会議の基本的な考えや手順を記しています。施設等の職員との関わりを深めていただき、施設等を利用する方々の暮らしや、日々の思いに少しでも寄り添っていただくための参考にしていただければ幸いです。



2. 障害者支援施設・共同生活援助とは

障害者支援施設、共同生活援助とは、障害のある方が地域で生活する場所です。



障害者支援施設 (入所施設)



共同生活援助 (グループホーム)

対象者

常時介護を要する
障害の程度が比較的重い方

生活にサポートが必要な
障害の程度が比較的軽い方

生活の内容



入所施設内で活動
創作活動、内職作業など



グループホーム外で活動
仕事、他のデイサービスの利用等



入浴、夕食の準備や介助など



入浴、夕食の準備や介助など

施設規模



大規模
(原則 定員30名以上)



小規模
(原則 定員10名以下)

施設数

区内 2か所
※令和7年1月現在

区内 141か所
※令和7年1月現在

現状の課題

- ・地域との関わり合いが十分ではない
- ・外部の目が入りづらく 事業運営が外部に見えづらい

3. 会議の目的

地域連携推進会議は、施設等と地域が連携することにより、以下の目的を達成するための、地域の関係者を含めた外部の方が参画する会議体です。

(1) 利用者と地域との関係づくり

(2) 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進

(3) 施設等やサービスの透明性・質の確保

(4) 利用者の権利擁護

地域連携推進会議は、上記の目的をより効果的かつ確実に達成するため、単に会議体を設置するのみでなく、地域連携推進会議のすべての構成員は訪問者(以下「地域連携推進員」という。)となります。地域連携推進員が施設等を訪問することで、事業運営の現場を直接確認することが可能な仕組みとしています。施設等にとっては、地域連携推進員から、専門家ではない視点からの気づき等が得られ、上記目的達成の一助となることが期待されています。

地域連携推進会議を行うことで、事業所のサービスの質が担保され、それにより支援を受ける利用者にとっても良い影響があります。また、地域との連携が深まることで、地域における事業運営がしやすくなるなど、事業所、施設等にとっても大きなメリットがあります。

地域連携推進会議の4つの目的について、少し詳しく説明します。

(1) 利用者と地域との関係づくり



施設等の利用者が地域の一員として生活を送るためには、利用者と地域との関係づくりが重要です。会議や構成員による施設等への訪問を通じて、利用者と地域の人との顔が見える関係を構築することで、日頃からお互いに声を掛け合えたり、利用者が地域行事に参加しやすかったりするような、利用者が地域の中でより良い生活を送るための関係づくりを目指します。

(2) 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進



会議の開催や会議の構成員による施設等への訪問を実施することにより、地域に開かれた施設等になることを目指しています。地域に開かれることで、障害のある方の施設等での生活に対する理解を促進するとともに、職員と地域の人との繋がりづくりを推進することを目的としています。

また、職員が地域の人を知るきっかけにもなり、施設等と地域の人の双方向による理解醸成が図られます。

(3) 施設等やサービスの透明性・質の確保



障害福祉サービスの質の確保・向上については、従来から重要な課題として様々な議論がなされてきました。

入所系のサービスは通所系のサービスと比較すると、外部の目が入りにくくなりがちです。地域に開くことにより運営やサービスの透明性を確保するため、地域の関係者を含めた構成員による地域連携推進会議の開催及び当該構成員が地域連携推進員として施設等を訪問する仕組みの構築が重要となります。

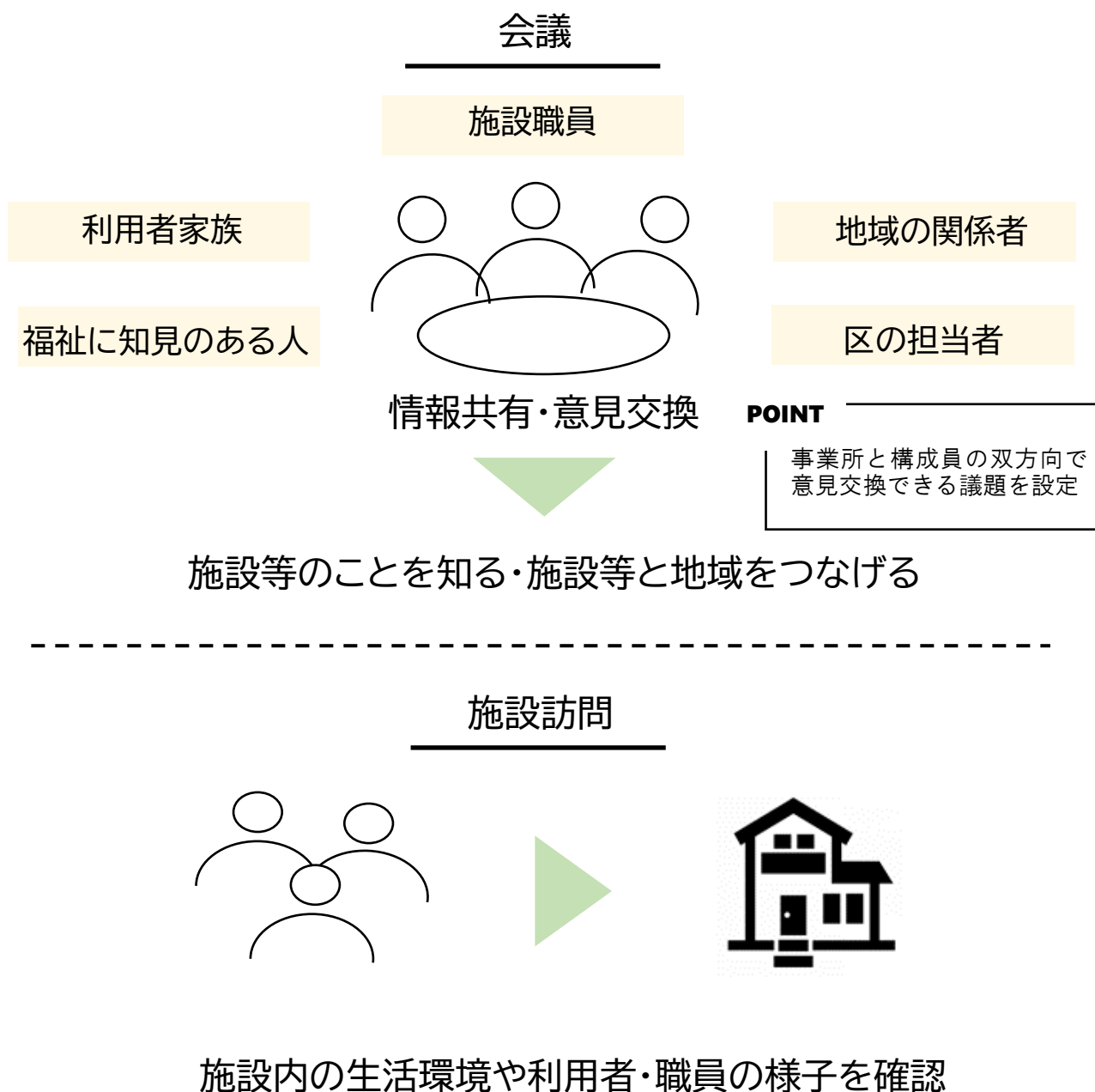
(4) 利用者の権利擁護



施設等では、利用者が障害により言葉で意見を伝えることが難しい場合も多いため、利用者の思いはサービスに活かされているか、利用者が希望する生活を送ることができているかなど、会議の中で話し合われることが重要です。なお、意見表出そのものが難しい利用者に対して、施設側が利用者の希望に対して、しっかり取り組んでいることを、地域の人に伝える良い機会にもなります。

4. 構成員(地域連携推進員)の役割

- (1) 会議にご出席いただき、施設等と情報共有や意見交換を行い、施設のことを知っていただくとともに、施設と地域のつながりづくりをお願いします。
- (2) 施設等に訪問していただき、施設見学や利用者とのコミュニケーションを通じて、施設等の環境、利用者・職員の様子などをご確認いただき、利用者や職員とのつながりづくりをお願いします。



5. 施設訪問時の視点

地域連携推進員として施設等を訪問する際に、どこに注目してよいか、何を聞いてよいか、悩んでしまう場合には、以下の項目や質問例を参考に、施設等を見学し、利用者に話しかけるなどしてみてください。(利用者や職員に質問する他、ご自身の感覚から施設等がどのように感じるかという感覚も重要です。)利用者自身からどんな答えが返ってくるかを聞いていただきたいです。もし、利用者が答えようとした際、施設等の職員が代弁してしまうことがあれば、改めて利用者に聞いてみるのが重要です。訪問することで関わりを深めたり、施設と地域が協働できることのヒントになったり、と施設だけでなく、地域連携推進員にとっても新たな気づきにつながったり、施設、職員、利用者のことをよく知る機会となることを期待しています。



施設見学のポイント



施設環境

- ・居室やリビングにゴミが落ちていませんか
- ・設備が壊れていませんか
- ・水回りは清潔ですか
- ・居住の場として快適ですか



利用者

- ・服は清潔ですか
- ・怯えているような印象はありませんか
- ・表情は楽しそうですか



施設職員

- ・利用者を尊重した態度で接していますか
- ・利用者に対して威圧的な態度や言葉使いではありませんか



利用者・職員との会話(例)



利用者

- ・居室は過ごしやすいですか？
- ・生活には満足していますか？
- ・職員や他の利用者との関係はどうですか？
- ・外出するときはどんな所に行きますか？
- ・これからやってみたいことはありますか？



職員

- ・働きやすい環境ですか？
- ・職員の研修はどんなことをやっていますか？
- ・地域で取り組んでみたいことはありますか？
- ・支援で困っていることはありますか？
- ・地域への要望はありますか？

6. さいごに

地域連携推進員として会議の参加や施設等を訪問していただくことで、地域と施設等のつながりが生まれ、運営の透明性が確保され、利用者へのサービスの質を高めることにつながります。

また、施設等の職員にとっても、地域の方等に利用者やその生活を知ってもらう良い機会であると同時に、地域連携推進員からの質問が新たな気づきとなり、運営の改善につながる場合もあります。

さらに、利用者と地域連携推進員の間で顔が見える関係ができることで、地域で会った際にお互いに声を掛け合えたり、利用者が地域の行事に参加しやすくなったりするなど、利用者が地域の一員としてより良い生活を送ることができるようになるとともに、地域の活性化にもつながると考えられます。訪問の際には、なるべく利用者や職員と沢山会話をしていただくことが大切です。

一方、利用者の中には、プライバシーに関することを他者に知られたくない方や、自分の居室を見られたくない方がいらっしゃいます。無理に利用者の個人情報を知ったり、利用者や施設等の了承がないまま利用者の居室に入ったりしないようご注意ください。

また、利用者によっては、グループホームや入所施設といった障害福祉サービスを利用していること自体を他者に知られたくないという方もいらっしゃいます。地域連携推進員には、施設等や利用者と地域をつなぎ、より良い地域にしていくことが期待されていますが、知りえた情報を施設等や利用者へ無断で他者に漏らすことがないよう格別のご高配をお願いします。

こうした点を踏まえ、是非、ご自身の地域にある施設等がどんな場で、どんな方が利用していて、どんな支援を行なっているか、関心を持っていただくと同時に、地域に開かれた施設等になるよう、ご協力いただけることを願っています。



江戸川区地域連携推進員の手引き

令和7年1月

編集・発行 江戸川区福祉部障害者福祉課事業者支援係
(参考) 厚労省発行「地域連携推進会議の手引き」等

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電 話 5662-0712

FAX 3656-5874